

魚津市告示第134号

魚津市公衆浴場衛生設備改善事業補助金交付要綱の一部改正に
ついて

魚津市公衆浴場衛生設備改善事業補助金交付要綱（平成17年魚津市告示第
75号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月14日

魚津市長 村椿 晃

改正後				改正前			
第1条－第10条 (略) 附 則 1－3 (略) 4 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、別表中「新設又は更新」とあるのは、「新設、更新又は修繕」と読み替えるものとする。 別表（第5条、第6条関係）				第1条－第10条 (略) 附 則 1－3 (略) 4 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、別表中「新設又は更新」とあるのは、「新設、更新又は修繕」と読み替えるものとする。 別表（第5条、第6条関係）			
補助対象事業名	補助対象基本額 (円)	耐用年数 (年間)	補助対象限度額 (円)	補助対象事業名	補助対象基本額 (円)	耐用年数 (年間)	補助対象限度額 (円)
(略)				(略)			
9 配管設備	(略)			9 浴室配管工事	(略)		
(略)				(略)			
備考 (略) 様式第1号・様式第2号 (略)				備考 (略) 様式第1号・様式第2号 (略)			

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。